【議案 第16号】

主任担任教師不在教会の礼拝支援に関する件

議案

北海教区は第四次長期宣教計画に掲げる「宣教のビジョン」の具体化として、主任担任教師不在の教会 (含伝道所)の礼拝を守り続けるため、以下のような支援を行う。

1.支援対象と内容

- (1) 支援対象
 - ①現住陪餐会員が概ね30名以下の主任担任教師不在の教会で、各地区において支援の必要性が認められた教会。
 - ②担任教師が他教会の代務者に就いている教会で、各地区において支援の必要性が認められた教会。
- (2) 支援の内容
 - ①主任担任教師不在教会の礼拝説教者招聘費用 (謝礼・教区旅費規程による交通費、宿泊費)
 - ②担任教師が他教会の代務者に就いている教会で、当該担任教師が代務者として他教会の礼拝出席 のため不在となる場合の礼拝説教者招聘費用(謝礼・教区旅費規程による交通費、宿泊費)
 - ③代務者およびこれに準じた働きを担う者への謝儀補助
- (3) 援助額
 - (2) の①・②については原則として 1 教会年 6 回まで 1 回につき 5 万円を、③については年間補助を基本とし、1 τ 月 5 万円(年 60 万円)を上限とする。

2.申請の手順

- ①各地区委員会(もしくは、それに相当する組織)において、地区内の教会の現状を把握し、当該 教会と協議を行う。
- ②地区委員会の推薦を経て、教区に申請する。 申請については年間実施計画表と年間予算を提出する(各回実施後に当該教会が実施経費を請求)。 代務者およびこれに準じた働きを担う者への謝儀補助については必要額を付して申請する。
- ③説教者招聘の場合、教区幹事を窓口とし、説教者紹介(教会担任教師・無任所教師・隠退教師・ 教務教師・信徒説教者)を行う。代務者およびこれに準じた働きを担う者への謝儀補助について は、常置委員会での審議を経て行う。

3.予算措置

北海教区一般会計予算の支出の部、第2款【互助費】の第3項【援助費】を充てる。

提案説明

近年、教会財政の厳しさを背景として無牧師教会が増加しており、教職謝儀保障とは別の新たな互助・支援体制の必要性が増してきた。北海教区内の教会にはそれぞれ地理的な違い、固有の状況や事情の差違があり、一概に対応できない難しさがある。しかし、それであっても柔軟に迅速に対応・支援できるような形が望ましいと考えられる。

この議案の目的は教職謝儀保障を補完するものではなく、例えば代務者の生活などを確実に保障するものではない。むしろ、礼拝を豊かにおこなうための一助として提案するものである。また、この議案は支援教会と北海教区が直接的に繋がるためのものではなく、各地区における宣教協力と連帯を北海教区がサポートする意味合いがある。

北海教区は広い。そして地区内といえども、互いの教会が物理的に遠いケースがある。だが、北海教区はすべての教会において礼拝を喜びつつ行えることを目指している。そのために、北海教区内の様々な立場の人々が教会を支え合い、覚え合い、繋がり合うことを促す目的としてもこの支援は大変重要であると考える。

運用については、地区と協議の上で各個教会の申請により行う。